

生活支援体制整備事業（第2層協議体）の進捗状況について

◎ 趣 旨

当分科会が第2層協議体の取組を支援する役割を担う「第1層協議体」に位置付けられていることから、第2層協議体に係る進捗状況について報告するもの

1 基本的な考え方

- ・ 地域における支え合い活動の充実を図り、高齢者の生活を支援する体制を構築するため、地区連合自治会や民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会等の地域団体、地域包括支援センター等で構成される第2層協議体を設置し、情報の共有・連携強化を図るとともに、高齢者に関する地域課題の把握、解決策の検討等を行う。
- ・ 第2層協議体の設置に向けては、第1層生活支援コーディネーターである高齢福祉課職員が中心となり、地域包括支援センターや地域のキーパーソン等の関係者と連携を図りながら、地域の実情に即した調整・支援を行う。

2 令和3年度の取組状況

(1) 第2層協議体の設置促進

地域ケア会議や出前講座、各地域団体が主催する会議、地域のキーパーソンとの個別の意見交換、地域団体の広報誌を活用した情報提供など、あらゆる機会を捉えて、設置に向けて事業説明を実施

【地域ケア会議等を活用した事業説明の実施状況】

令和2年度：33回

令和3年度：18回*

※ 緊急事態宣言等の発出時は、原則、地域ケア会議等の開催は延期・中止
(緊急事態宣言：R3. 8. 20～9. 30, まん延防止等重点措置：R4. 1. 27～3. 21)

【第2層協議体の設置状況】・・・別紙

・ 令和3年度末 30地区／39地区

※ 令和4年8月9日現在 32地区

⇒ 令和4年度末までに全39地区に設置（目標）

(2) 第2層協議体に対する運営支援

ア 第2層協議体への参加

- ・ 支え合い活動の創出に向けた具体的な検討が進むよう、市職員がオブザーバーとして参加し、先進地区における事例等の情報提供や第2層協議体の進め方などについて助言
- ・ 地域別データ分析の結果を情報提供することにより、地域課題の把握や解決策の検討を促進

【第2層協議体の開催回数】

令和3年度：191回（部会等の小単位による会議開催も含む）

イ 第2層協議体事例集（第2版）の作成 ・ ・ ・ **参考資料1**

コロナ禍においても、各地区間の情報共有の機会を確保することにより、各地区における取組がより一層充実したものとなるよう、取組事例をまとめた事例集（第2版*）を作成

※ 第1版からの改訂内容：新たに設置された地区を追加

ウ 第2層協議体に係るパネル展示の開催

第2層協議体の内容や好事例を掲載したパネルを作成し、市民活動センター等の市有施設に展示することにより、各地区の取組内容について情報提供

【パネル展示の開催状況】

令和3年10月28日～ 11月5日 市民プラザ（バンバ出張所）

12月10日～12月17日 市役所本庁舎市民ホール

令和4年 1月12日～ 1月19日 東市民活動センター（東図書館）

(パネル展示の様子)



(3) 第2層生活支援コーディネーター

各地区における支え合い活動の更なる充実・強化を図るため、関係者間の連携強化や、支援ニーズとサービス提供主体のマッチングなどのコーディネート業務を行う第2層生活支援コーディネーターの配置を促進

ア 第2層生活支援コーディネーターの配置

平成30年度：1地区 配置（清原地区）

令和2年度：1地区 配置（西原地区）

イ 第2層生活支援コーディネーター手引きを活用した情報提供

第2層協議体に参加し、地域の支え合い活動の創出に向けた検討状況に応じて、コーディネーターの具体的な役割や活動内容、活動事例等をまとめた「第2層生活支援コーディネーター手引き」を活用することによる情報提供

3 課題

(1) 設置促進

地域ケア会議などを通じて、第2層協議体の必要性等について理解促進を図っているものの、地域内の各団体において地域づくりに対する認識や活動状況等の差が異なることから、引き続き、設置に向けた丁寧な働きかけを行う必要がある。

また、コロナ禍においては、多数の関係者を参集することが困難となる場合もあることから、感染状況を鑑みながら、説明の機会等を設定する必要がある。

(2) 運営支援

各種団体間の情報共有や自由闊達な意見交換が行われているが、協議体の進め方（団体間の情報共有・連携の手法等）や、支え合い活動の創出（担い手の確保）について苦慮している地区もあることから、効果的な協議体運営に向けて、継続的に支援を行う必要がある。

(3) 第2層生活支援コーディネーター

支え合い活動の創出に向けて、地域の関係者間の調整等を行うコーディネーターの活動も有効であることから、地域の実情も踏まえながら、必要に応じて配置を促進する必要がある。

4 令和4年度の取組

(1) 設置促進

市民活動センター等のまちづくり部局はもとより、地域包括支援センターや市社会福祉協議会、市自治会連合会等の関係団体と連携を図りながら、地域ケア会議や地域団体等に対する個別の説明など、あらゆる機会を捉え、地域の実情に応じた丁寧な説明、支援を粘り強く行っていく。

また、市域全体で第2層協議体の設置に向けた機運が更に高まるよう、地区連合自治会や民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会等の代表者が集まる場においても、情報提供を行っていく。

なお、説明等の機会の設定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の発生状況も鑑みながら、対応していく。

(2) 運営支援

- ・ 引き続き、まちづくり部局とも連携を図りながら、第2層協議体に参加し、運営に係る助言を行うとともに、第2層協議体事例集や地域別データ分析の結果を活用した情報提供を行うことにより、具体的な支え合い活動の創出に向けた検討や地域課題の把握を促進するなど、各地区の検討状況に応じた支援を行っていく。
- ・ 市が主催する「介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防・生活支援サービス従事者養成研修」の受講対象者について、地域における支え合い活動の担い手まで拡充し、第2層協議体の構成員等も受講可能とすることにより、地域における担い手の確保・養成に取り組んでいく。
- ・ 栃木県の「NPOを活用した地域コミュニティ助け合い機能強化事業[※]」を活用し、西地区（第2層協議体）において、NPOと連携しながら、学生等の新たな担い手を巻き込んだ支え合い活動の創出に取り組む。また、他地区においても、こうした新たな担い手の確保に向けたノウハウを活用できるよう、情報提供していく。

※ NPOが有するノウハウ（多様な人材の活用や事例の提案力等）を活用し、高齢者や若者等の多様な関係者が参画する地域活動の創出を図る
県のモデル事業

・・・**参考資料2**

(3) 生活支援コーディネーター

地域の実情に応じて、配置に向けた検討ができるよう、「第2層生活支援コーディネーター手引き」を活用することにより、コーディネーターの役割や効果などについて、第2層協議体に参加しながら丁寧な説明を行っていく。